

# 四半期報告書

(第72期第1四半期)

株式会社 タタリ

香川県高松市新田町甲34番地

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3 【経営上の重要な契約等】 .....	7
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	9
第4 【経理の状況】 .....	10
1 【四半期連結財務諸表】 .....	11
2 【その他】 .....	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	22

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月9日

【四半期会計期間】 第72期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田野 宏 一

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839—5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋 本 勝 久

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号

【電話番号】 東京 (03)3621—7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 営業管理部長 多田野 純

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所  
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第71期 第1四半期 連結累計期間	第72期 第1四半期 連結累計期間	第71期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	34,894	40,376	188,451
営業利益 (百万円)	2,277	1,440	15,835
経常利益 (百万円)	2,207	1,356	15,604
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,799	639	11,462
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	542	△84	7,777
純資産額 (百万円)	148,941	153,294	155,025
総資産額 (百万円)	243,430	256,821	255,793
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	14.21	5.05	90.52
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.9	59.3	60.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出弱含みの中、個人消費は持ち直し、設備投資は緩やかに増加、景気は緩やかに回復しました。米国経済は回復持続、欧州経済は緩やかに回復、新興国では中国経済に減速が見られました。一方で、米中貿易戦争、英国EU離脱問題、点在する地政学的リスク等もあり、極めて不透明な状況が続いております。

私どもの業界は、日本では、東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要や復旧復興・防災減災・インフラ老朽化対策・民間建設投資等により稼働が堅調に推移し、需要は増加しました。海外では、中東を除き、需要は回復基調が続きました。

日本向け売上高は、建設用クレーン・車両搭載型クレーンが増加、高所作業車が減少し、212億2千9百万円(前年同期比113.4%)となりました。海外向け売上高は、中東向けを除き、すべての地域で売上が増加し、191億4千7百万円(前年同期比118.4%)となりました。この結果、総売上高は403億7千6百万円(前年同期比115.7%)、海外売上高比率は47.4%となりました。

売上は増加しましたが、コストアップや製品構成の変化により売上原価率は悪化、また成長に向けた前向き投資もあり販売費及び一般管理費は増加しました。結果、営業利益は14億4千万円(前年同期比63.3%)、経常利益は13億5千6百万円(前年同期比61.4%)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は6億3千9百万円(前年同期比35.5%)となりました。

なお、本年2月、米国Terex社と、当社が所有するDemagブランドのクレーン事業(本拠地ドイツ)の株式取得等に関する契約を締結し、本年7月31日に買収を完了しております。同事業の買収により、新たにクローラクレーンを当社グループの製品ラインナップに加えるとともに、オールテレーンクレーン事業の更なる拡充を図ることで、幅広いお客様ニーズに対応することが可能になります。

さて、昨年1月19日に公表しました米国排ガス規制の緩和措置に関する自己申告については、今後、米国当局(環境保護庁・司法省)との協議が進められていく予定です。協議の終了時期は見通せておりませんが、今後、開示が必要な事由が判明しましたら、適時適切に対応いたします。なお、現在は、最も厳しい規制に適合するエンジンを搭載した建設用クレーンのみを販売しており、北米での販売に影響は出ておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### ①日本

日本向けは、高所作業車が減少したものの、建設用クレーン・車両搭載型クレーンが増加し、売上は増加しました。また、海外向けも増加し、その結果、売上高は368億6千1百万円(前年同期比121.9%)、営業利益は45億1千5百万円(前年同期比143.8%)となりました。

#### ②欧州

建設用クレーン売上は欧州域内・欧州域外が共に増加し、売上高は103億9千2百万円(前年同期比130.2%)、新モデル移行や品質対応に伴うコスト増により、営業損失は5億3千万円(前年同期は2億1千8百万円の営業損失)となりました。

#### ③米州

北米で建設用クレーン需要が増加する中、伸縮ブーム式クローラクレーンの需要が減少し、売上高は58億3千8百万円(前年同期比100.5%)となりました。営業損失は1千1百万円(前年同期は9千6百万円の営業損失)となりました。

#### ④その他

建設用クレーン需要が増加し、売上高は47億9千4百万円(前年同期比140.0%)、営業利益は2億1千1百万円(前年同期比158.5%)となりました。

主要品目別の業績を示すと、次のとおりであります。

①建設用クレーン

日本向け売上は、需要が増加する中、大型機種の拡販に取り組み、77億2千8百万円（前年同期比122.8%）となりました。

海外向け売上は、中東向けを除き、すべての地域で売上が増加し、156億6千7百万円（前年同期比124.1%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は233億9千6百万円（前年同期比123.6%）となりました。

②車両搭載型クレーン

日本向け売上は、安全装置法制化と小型トラックの排ガス規制による駆け込み需要により、51億5千4百万円（前年同期比132.7%）となりました。

海外向け売上は、東南アジア・中東向けの拡販に注力したものの、4億2千9百万円（前年同期比94.0%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は55億8千4百万円（前年同期比128.7%）となりました。

③高所作業車

インフラ点検補修用途及び通信業界向け機種も売上が減少し、高所作業車の売上高は、40億2百万円（前年同期比92.3%）となりました。

④その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、73億9千3百万円（前年同期比101.4%）となりました。

(2) 財政状態

(資産)

総資産は、前連結会計年度末に比べ10億2千7百万円増加の2,568億2千1百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少42億7千9百万円や受取手形及び売掛金の減少95億1千5百万円があったものの、たな卸資産の増加116億7千5百万円及び、建設仮勘定の増加35億5千万円があったことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ27億5千7百万円増加の1,035億2千6百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少27億9千1百万円や未払金の減少11億2千3百万円があったものの、支払手形及び買掛金の増加35億9千3百万円や短期借入金の増加10億5千2百万円に加え、長期リース債務の増加8億1千7百万円があったことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ17億3千万円減少の1,532億9千4百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の減少10億6百万円やその他有価証券評価差額金の減少5億6千7百万円があったことによるものです。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

#### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するに当たっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

したがって、これらに関する十分な理解なしに当社の株式の大規模な買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件・方法等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

#### ② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループは、2008年度以降、事業領域を「(移動機能付)抗重力・空間作業機械=Lifting Equipment (LE)」と定め、「LE世界No.1」・「海外売上比率80%」・「安定的高収益企業(平時の営業利益率20%)」の3つを長期目標としております。

世界の人口動態を考えれば、LE業界は長期的には成長産業であり、今後のポテンシャルは高いと考えております。しかしながら、短中期的には市場変動が激しい事業特性を有しています。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、3年毎に中期経営計画を策定しております。建設用クレーンの海外需要が2012年をピークに減少するなか、「『強い会社』に」を基本方針とし、「更なるグローバル化」・「耐性アップ」・「競争力強化」を重点テーマとする「中期経営計画(14-16)」に取組み、シェアアップ・高付加価値商品の拡販等により業績向上を図ってまいりました。その結果、2014年度と2015年度は2年連続で過去最高の売上高と営業利益を更新し、ROS(売上高営業利益率)は14.4%・14.8%、ROA(総資産営業利益率)は13.9%・13.5%と高水準で推移しました。しかしながら、当社は未だ「強い会社」への途上にあり、最終年度は需要の更なる減少の影響により、ROS10.3%、ROA7.9%への低下を余儀なくされました。

2017年度をスタートとする「中期経営計画(17-19)」は「『強い会社』に(赤い矢印に集中)」を基本方針として、3つの重点テーマ実現のために、9つの戦略に取組んでおります。

・「強い会社」とは、いかなる外部環境にあろうとも、「利益を出す」・「人を育てる」を每期継続することができる会社です。

・当社グループでは、コントロールできない「市場：需要・為替(=青い矢印)」の中で、事業に対する「自助努力(=赤い矢印)」に集中し、これに「投資(=黄色い矢印)」の成果を加えたものが、「業績(=黒い矢印)」と位置付けております。「中期経営計画(17-19)」では、「強い会社」になるために「赤い矢印」に集中することを基本方針としたものです。

・3つの重点テーマ

1) 更なるグローバル化 (ONE TADANO、Wide & Deep)

2) 耐性アップ (6つの鍵)

3) 競争力強化 (四拍子そろったメーカー)

・9つの戦略

1) 市場ポジションアップ

2) 商品力強化

3) グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み

4) 感動品質・感動サービスの提供

5) ライフサイクル価値の向上

6) ソリューションビジネスへの取り組み

7) 収益力・資産効率のレベルアップ

8) 成長基盤の確立

9) グループ&グローバル経営基盤の強化

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基づき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営(経営者)が規律される仕組み、監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると考えております。



このような考え方にに基づき、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(http://www.tadano.co.jp/ir/c\_governance.html)を制定し、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を明らかにしております。

例えば、当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によってグループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

また、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会(委員長:代表取締役社長)を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人財育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、取締役・監査役候補者および執行役員の指名ならびに取締役の報酬の決定のための取締役会の諮問機関として、また執行役員の報酬の決定のための社長の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組み(以下「本対応方針」といいます。)が必要であると考えました。

金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を法的に確保することや、市場内での買い集め行為を法的に制限することができない等、濫用的な買収に対して必ずしも有効に機能しないことが考えられます。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本対応方針を定めることにより、当社の経営を安定させ成長戦略に集中できる環境を整え、不測の事態等による混乱や弱体化に備えることが必要と考えます。

当社株式の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社株式の大規模買付行為等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、(i)大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは(ii)遵守した場合でも、原則として大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される例外的な場合に、対抗措置を発動できるものとします。当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の是非の判断を株主意識確認株主総会に上程すべきとの勧告を受けた場合は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主意識確認株主総会を開催し、当該株主総会における決議の結果に従い、対抗措置の発動の是非についての取締役会決議を行うものとします。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて適切なものを選択するものとします。

### ④ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

#### a. 基本方針の実現に資する取組み(上記②の取組み)について

上記②に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

#### b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記③の取組み)について

##### (a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記③に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

##### (b) 当該取組みが当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(i)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

#### 2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の継続の可否について、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において株主の皆様にご諮りし、株主の皆様のご承認を得て、2020年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間を延長しております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

#### 3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、当社の企業価値・株主の皆様のご利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様のご利益を著しく損なうものであると明白に認められるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か等について、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご公表いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様のご利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

#### 4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

#### 5) 外部専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

#### 6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は15億8千9百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	129,500,355	129,500,355	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	129,500,355	129,500,355	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	—	129,500	—	13,021	—	16,913

## (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## ① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,870,100	—	—
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 126,530,400	1,265,304	—
単元未満株式(注)2	普通株式 99,855	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	129,500,355	—	—
総株主の議決権	—	1,265,304	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権の数2個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄には当社所有の自己株式10株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タダノ	香川県高松市新田町 甲34番地	2,870,100	—	2,870,100	2.22
計	—	2,870,100	—	2,870,100	2.22

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	65,952	61,672
受取手形及び売掛金	※3 46,699	※3 37,183
電子記録債権	※3 4,137	※3 4,265
商品及び製品	28,358	37,976
仕掛品	20,400	21,343
原材料及び貯蔵品	13,997	15,112
その他	6,746	5,375
貸倒引当金	△136	△123
流動資産合計	186,156	182,806
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,964	11,939
機械装置及び運搬具（純額）	2,925	2,845
土地	23,056	23,041
リース資産（純額）	558	717
建設仮勘定	12,528	16,079
その他（純額）	1,563	2,573
有形固定資産合計	52,597	57,197
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	7,675	6,929
繰延税金資産	7,036	7,517
その他	1,618	1,617
貸倒引当金	△994	△933
投資その他の資産合計	15,336	15,132
固定資産合計	69,637	74,014
資産合計	255,793	256,821

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 32,877	※3 36,470
電子記録債務	8,914	9,160
短期借入金	10,638	11,691
リース債務	222	523
未払法人税等	3,826	1,034
製品保証引当金	1,719	1,623
未払金	6,349	5,226
割賦利益繰延	41	53
その他	6,714	7,517
流動負債合計	71,306	73,302
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	8,920	8,895
リース債務	383	1,201
繰延税金負債	91	116
再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
退職給付に係る負債	7,317	7,260
その他	639	640
固定負債合計	29,461	30,223
負債合計	100,768	103,526
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,853	16,853
利益剰余金	128,776	127,769
自己株式	△2,640	△2,640
株主資本合計	156,011	155,004
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△609	△1,176
繰延ヘッジ損益	△0	—
土地再評価差額金	1,270	1,270
為替換算調整勘定	△2,139	△2,318
退職給付に係る調整累計額	△556	△523
その他の包括利益累計額合計	△2,035	△2,746
非支配株主持分	1,049	1,037
純資産合計	155,025	153,294
負債純資産合計	255,793	256,821

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
売上高	34,894	40,376
売上原価	24,736	30,003
割賦販売利益繰延前売上総利益	10,157	10,372
割賦販売未実現利益戻入額	83	14
割賦販売未実現利益繰入額	5	26
売上総利益	10,235	10,360
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	919	1,254
広告宣伝費	57	97
製品保証引当金繰入額	210	257
貸倒引当金繰入額	△16	△12
人件費	2,900	2,912
退職給付費用	111	122
旅費及び交通費	208	224
減価償却費	216	260
研究開発費	1,535	1,589
その他	1,813	2,213
販売費及び一般管理費合計	7,958	8,919
営業利益	2,277	1,440
営業外収益		
受取利息	14	21
受取配当金	66	59
その他	34	58
営業外収益合計	115	139
営業外費用		
支払利息	110	79
為替差損	61	84
その他	12	60
営業外費用合計	184	224
経常利益	2,207	1,356
特別利益		
固定資産売却益	1	5
特別利益合計	1	5
特別損失		
固定資産除売却損	0	6
特別損失合計	0	6
税金等調整前四半期純利益	2,208	1,354
法人税、住民税及び事業税	123	945
法人税等調整額	275	△222
法人税等合計	398	723
四半期純利益	1,810	631
非支配株主に帰属する四半期純利益 又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	10	△7
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,799	639



【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	1,810	631
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	200	△567
繰延ヘッジ損益	—	0
為替換算調整勘定	△1,503	△182
退職給付に係る調整額	35	33
その他の包括利益合計	△1,267	△715
四半期包括利益	542	△84
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	553	△72
非支配株主に係る四半期包括利益	△10	△12

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間  
(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 会計方針の変更

当社グループのIFRS適用子会社は、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することといたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の使用権資産が993百万円（四半期連結貸借対照表上、有形固定資産のその他に含めて表示）、流動負債のリース債務が253百万円、固定負債のリース債務が739百万円それぞれ増加しております。本基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。使用権資産の測定にはリース債務と同額とする方法を採用しており、この結果、期首利益剰余金への影響はありません。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

2 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却方法について、従来、当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は定額法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更いたしました。

当社グループは事業領域を「(移動機能付)抗重力・空間作業機械=Lifting Equipment (LE)」と定め、「LE世界No.1」を長期目標の1つとしております。

LE世界No.1の達成に向け、現在の志度工場に加え、建設用クレーンを製造する香西工場が当連結会計年度より稼働を開始いたします。当社は香西工場の建設を契機として、減価償却方法の再検討を行いました。その結果、これまでの実績や使用状況及び将来の使用計画等から、当社グループの生産設備等は耐用年数にわたって長期安定的に稼働することが見込まれるため、耐用年数にわたり費用を均等に配分する定額法が固定資産の使用実態をより適切に表すと判断いたしました。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社顧客の提携リース会社等からのファイナンスに対する保証

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
㈱オートレント	238百万円	㈱オートレント	222百万円
㈱坂野クレーン	223 "	㈱坂野クレーン	214 "
㈱小川建機	195 "	㈱小川建機	167 "
その他150社	2,381 "	その他144社	2,264 "
計	3,038百万円	計	2,869百万円

2 偶発債務

厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、当社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告いたしました。今後、米国当局（環境保護庁・司法省）との協議が進められていく予定で、協議の終了時期は見通せておりません。

当事実が今後の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、四半期連結財務諸表には反映しておりません。

※3 四半期連結会計期間末日満期手形等

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
受取手形	1,250百万円		945百万円
電子記録債権	196 "		161 "
支払手形	834 "		383 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	689百万円	679百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,646	13.00	2018年3月31日	2018年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,646	13.00	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	21,236	4,558	5,720	31,514	3,379	34,894	—	34,894
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,001	3,423	88	12,513	44	12,557	△12,557	—
計	30,237	7,981	5,808	44,028	3,423	47,452	△12,557	34,894
セグメント利益又は損失 (△)	3,140	△218	△96	2,824	133	2,957	△680	2,277

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額には、主なものとして、セグメント間未実現利益調整額△683百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	25,202	4,723	5,725	35,651	4,725	40,376	—	40,376
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11,659	5,668	113	17,441	69	17,511	△17,511	—
計	36,861	10,392	5,838	53,092	4,794	57,887	△17,511	40,376
セグメント利益又は損失 (△)	4,515	△530	△11	3,973	211	4,184	△2,743	1,440

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額には、主なものとして、セグメント間未実現利益調整額△2,749百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「注記事項(会計方針の変更等)2 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、有形固定資産の減価償却方法について、従来、当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は定額法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更いたしました。

なお、この変更による当第1四半期連結累計期間のセグメント利益又は損失(△)に与える影響は、日本については軽微であり、日本以外については影響ありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	14円21銭	5円05銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,799	639
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,799	639
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,630	126,630

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

#### (重要な後発事象)

当社は、2019年2月23日開催の取締役会において、Terex Corporation（以下「Terex社」という）よりDemagブランドのクレーン事業（以下「Demagクレーン事業」という）を買収するため、Terex社の子会社及び関連会社の株式取得並びに関連事業の譲受契約を締結することを決議し、同日付で締結いたしました。

その後、関連国で必要となる承認取得を経て、7月31日をもって買収が完了いたしました。

当社グループはLE (Lifting Equipment、(移動機能付)抗重力・空間作業機械)を事業領域と定め、「LE世界No.1」を長期目標に掲げ、更なるグローバル化に取り組んでおります。

Terex社のグループブランドの一つであるDemagクレーン事業は、100年以上の長い歴史を有し、大型のオールテレーンクレーンやクローラクレーンで世界有数のブランドとして定評があります。

株式取得及び事業譲受を含む同事業の買収によって、新たにクローラクレーンを当社グループの商品ラインナップに加えると共に、オールテレーンクレーン事業の更なる拡充を図ることで、幅広いお客様のニーズにお応えすることが可能になります。これによって、グローバルでのプレゼンスを大幅に拡大し、長期目標であるLE世界No.1達成に向け、邁進してまいります。

Demagクレーン事業の取得に関連する取引の概要は以下のとおりであります。

#### I 株式取得による会社等の買収

##### 1. 株式取得の相手会社の名称

Terex Corporation

##### 2. 買収する会社の名称（※ 買収完了後に変更予定の社名）、事業内容、規模

Terex Cranes Germany GmbH (※ Tadano Demag GmbH)

建設用クレーンの開発・製造・販売・サービス

資本金 20,000,000ユーロ

Terex France SA (※ Tadano Demag France SA)

建設用クレーンの販売・サービス

資本金 2,421,042.84ユーロ

Terex Cranes Real Estate Verwaltungs GmbH (※ Tadano Real Estate Verwaltungs GmbH)

不動産の管理等

資本金 25,000ユーロ

Terex Scandinavia AB (※ Tadano Demag Scandinavia AB)

建設用クレーンの販売・サービス

資本金 100,000スウェーデンクローナ

Terex Cranes Spain S.A. (※ Tadano Demag España S.A.)

建設用クレーンの販売・サービス

資本金 8,864,928ユーロ

Terex Cranes UK Limited (※ Tadano Demag UK Limited)

建設用クレーンの販売・サービス

資本金 4,484,000ポンド

Terex Cranes Real Estate GmbH & Co. KG (※ Tadano Real Estate GmbH & Co. KG)

不動産の保有・運営等

資本金 740,000ユーロ

Demag IP Holdings GmbH (※ 社名変更なし)

ブランド管理

資本金 64,000スイスフラン

##### 3. 株式取得の時期

2019年7月31日

#### 4. 取得後の持分比率

Terex Cranes Germany GmbH 100.0%  
Terex France SA 99.9%  
Terex Cranes Real Estate Verwaltungs GmbH 100.0%  
Terex Scandinavia AB 100.0% (間接所有)  
Terex Cranes Spain S.A. 100.0% (間接所有)  
Terex Cranes UK Limited 100.0% (間接所有)  
Terex Cranes Real Estate GmbH & Co. KG 94.0% (間接所有)  
Demag IP Holdings GmbH 50.0%

#### 5. 取得価額

以下に記載の「II 重要な事業の譲受」と合わせて215百万USD

上記の取得価額は暫定的な金額であり、今後の価額調整により最終的な取得価額は上記と異なる可能性があります。

#### 6. 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金及び借入  
現金で決済しております。

## II 重要な事業の譲受

#### 1. 譲り受ける相手会社の名称

Terex Singapore PTE. LTD.  
Terex Australia Pty Ltd  
Terex USA LLC  
Terex Latin America Equipamentos LTDA  
Terex Latin America S. de R.L. de C.V.  
Terex Canada Ltd.  
Terex India Private Limited  
Terex Equipment Middle East LLC  
Terex (Shanghai) Management Co., Ltd.  
Terex (China) Investment Co., Ltd.  
Terex (Changzhou) Machinery Co., Ltd.

#### 2. 譲り受ける事業の内容

建設用クレーンの販売・サービス

#### 3. 譲り受ける資産・負債の額

現時点では確定しておりません。

#### 4. 譲受の時期

2019年7月31日

### Ⅲ 多額な資金の借入

#### 1. 借入及び用途

当社は、上記のDemagクレーン事業の買収資金及び買収後の増資資金等のブリッジローンとして、以下のとおり借入契約を締結し実行しております。

#### 2. 借入先の名称

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社百十四銀行、他3行

#### 3. 借入金額、借入条件

借入金額 35,600百万円

借入金利 市中短期金利に基づく利率

#### 4. 借入の実施時期、返済期限

借入実行日 2019年7月24日及び2019年7月25日

返済期限 2020年1月24日

#### 5. 担保提供資産

無し

#### 2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月8日

株式会社タダノ  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	田	明	印
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久	保	誉	一	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	中	賢	治	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タダノの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

注記事項(四半期連結貸借対照表関係) 2 偶発債務に記載されているとおり、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、会社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告した。今後、米国当局(環境保護庁・司法省)との協議が進められていく予定で、協議の終了時期は見通せていない。当事実が今後の会社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、四半期連結財務諸表には反映していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月9日

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田野 宏 一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所  
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長多田野 宏一は、当社の第72期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。